

11月 は児童虐待 防止推進月間です

子どもの「命」、「権利」そして「未来」を社会全体で守るために何ができるのか、一人でも多くの方が「児童虐待防止」に関心を持つことが大切です。子どもたちの笑顔を守るために何ができるのか、地域の皆さんと一緒に考えていきましょう。

■児童虐待とは

以下の4種類に分類されます。

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、火傷を負わせる など
性的虐待	子どもへの性的行為、性器を触る・触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、病気になるでも病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に暴力をふるう (DV) など

■虐待としつけの違い

明確な定義はありません。保護者の意図とは関係なく、その行為が子どもの成長・発達にとって有害かどうかという観点で判断することが大切です。

■子育て中のお母さんお父さんへ

子育てはとても大変なことです。子どもにイライラしたり、育児に疲れたり、やるせない気持ちになったりするときはありませんか。大切なのはひとりで抱え込まずに誰かに助けを求めることです。悩んでも身近な人に話にくいこともあるかと思いますが、おやこ・まるまるサポートセンターでは、子育て中の保護者の方へ支援をしています。「まずは話を聞いてもらいたい。誰かに話したい」そんなきっかけでも大丈夫です。一緒に考えるお手伝いをさせていただきます。お電話お待ちしています。

■地域の方へ

「もしかして虐待かも…?」「勘違いかもしれない」「確証がない」と色々考えて通告を迷ってしまうかと思います。「このままで子どもは大丈夫だろうか…」そのような不安を一人で悩まずに気軽にご相談ください。通告された場合、その方の秘密は守られますのでご安心ください。皆さんの通告が子どもの生命を守り、保護者と家庭を支援することにつながります。なお、危害が加えられている場合や危険を感じる場合は、すぐに110番通報してください。

相談機関

○おやこ・まるまるサポートセンター

☎ 0297 - 44 - 8822

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

○児童相談所全国共通ダイヤル

☎ 189(いちばやく) 24時間電話受付(休日はありません)

○土浦児童相談所

☎ 029 - 821 - 4595

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

○いばらき虐待ホットライン

☎ 0293 - 22 - 0293 24時間対応(休日はありません)

～緊急の場合～

「何時間も子どもが泣いている、外に出されている」「暴力を受けているようだ」など、危害が加えられている場合や危険を感じる家庭があった場合には、すぐに110番通報してください。

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

内閣府は、毎年11月12日から11月25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間に定めています。暴力は親しい間柄であっても、どんな場合でも決して許されるものではありません。特に、配偶者からの暴力(DV)、性犯罪・性暴力、ストーカー行為などの暴力は重大な人権侵害です。

本市では、令和6年4月1日から配偶者や恋人などからの暴力の相談

や女性の抱えるさまざまな悩み(離婚、家庭内の不和、人間関係、性暴力被害など)に対して相談を行う総合的な窓口「**女性相談・DV相談支援センター～みらサポ～**」を開設しています。同センターは、配偶者暴力相談支援センターの機能を併せ持っており、問題解決のための情報提供や関係機関との連携を通じて、悩みに寄り添いより良い方向に進むお手伝いをします。ひとりで悩まず、まずはご連絡ください。

■DVってなに?

「DV(ドメスティック・バイオレンス)」とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力や暴言のことです。暴力にはさまざまな形があり、どれも心を深く傷つける行為です。どのような理由があったとしても、暴力や暴言は許されるものではありません。

身体的暴力	殴る、蹴る、首を絞める、物を投げる など
精神的暴力	無視する、脅す、怒鳴る、馬鹿にする など
社会的暴力	自由に外出させない、人との付き合いを制限する など
経済的暴力	生活費を渡さない、借金をさせる など
性的暴力	避妊に協力しない、望まない性行為を強要する など

■DV以外の相談も受け付けています

令和6年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。本市はこの法律に基づき、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じ、本人の立場に寄り添った支援をするため、女性相談支援員を配置し、DV以外の女性相談も行っています。

○日常生活や社会生活を円満に営むうえで困難な問題

○離婚などにまつわる生活困窮などの家庭問題

○性的被害 などについて、相談員と一緒に考えます。

■電話相談・面談

○女性相談・DV相談支援センター～みらサポ～

(おやこ・まるまるサポートセンター内)

女性相談支援員などの専門の相談員がお話を伺います。

面談は、お電話でご予約のうえお越しください。

☎ 0297 - 38 - 5500

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

■そのほかの相談窓口

○茨城県警 女性専用相談電話

DV・ストーカー・リベンジポルノに関する女性からの相談

☎ 029 - 301 - 8107 (24時間対応)

○茨城県女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)

☎ 029 - 221 - 4166

平日:午前9時～午後9時

土・日・祝日:午前9時～午後5時(年末年始休み)

○茨城県国際交流協会～Ibarakiken International Association～

外国人相談センター(Consultation Center for Foreigners)

多言語(English 中文 Tagalog Korean など)で相談受け付け

TEL:029-244-3811(Monday through Friday 8:30am - 5:00pm)